

指定難病の医療費助成制度について

福井県健康福祉部保健予防課（R4.4 改正）

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づく新たな医療費助成制度がはじまりました。

1 対象疾病

厚生労働大臣が指定した難病（指定難病一覧参照）。疾病ごとに認定の基準が定められています。

2 対象者

福井県内に居住地（住民票）があり、指定難病にかかっていると認められる方のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 病状の程度が厚生労働大臣の定める程度（個々の指定難病に応じ、日常生活または社会生活に支障があると医学的に判断される程度）である方
- ② ①に該当しない場合であって、支給認定の申請のあった月以前の12ヶ月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3ヶ月以上ある方（軽症高額特例に該当：申請方法は「6」参照）

※指定難病にかかっている方であっても、病状の程度によっては医療費助成の対象とならない場合がありますので、申請にあたっては、かかりつけの医師にご相談ください。

※軽症高額特例に該当する場合は、最初の申請時に「医療費申告書」等の必要書類も添付してご提出ください。審査の結果、不認定となった場合、改めて「医療費申告書」等を添付して再申請することは可能ですが、再申請を受理した日からの認定となります。

3 医療費助成の内容

◇医療費助成の対象

指定医療機関が行う医療であって、特定医療費（指定難病）受給者証（以下、受給者証）に記載された指定難病および当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療。（特定医療）

対象となる医療の内容：診察、薬剤の支給、治療等

対象となる介護の内容：訪問看護、訪問リハビリテーション、介護療養施設サービス等

※保険適用外のものは対象となりません。

◇自己負担上限額（月額）

医療費の自己負担割合は3割から2割になります。受診した複数の医療機関の自己負担を全て合算し、所得や治療状況に応じた自己負担上限月額を限度として医療費を負担することになります。

（入院時の食費は全額自己負担）

受診の際には、必ず受給者証と裏面に添付してある「自己負担上限額管理票」を指定医療機関の窓口へ提出してください。

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ長期(※)	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税（世帯）	本人年収 80万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合に適用となる特例です。（申請方法は「7」参照。）対象となるのは、一般Ⅰ、一般Ⅱ、上位の方です。

4 申請の方法

◆申請に必要な書類（申請様式は福井県ホームページよりダウンロードできます。）

- 1) 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- 2) 臨床調査個人票（難病指定医が作成した、記載日から3か月以内のもの）
- 3) 世帯全員の住民票（「続柄」記載のある、発行日から3か月以内のもの）
- 4) 保険証の写し

【国保組合・市町国保・後期高齢の場合】世帯内で受診者と同一医療保険に加入する全員分
 【健保・共済の場合】受診者分。受診者が被扶養者の場合は被保険者分（被保険者証に被保険者氏名が記載されている場合は、被保険者分は省略可）

- 5) 世帯内で同一医療保険加入者の課税証明書（市町村民税（非）課税証明書）

※4月から6月に申請される方は前年度分が必要です。

※申請時に個人番号（マイナンバー）届を提出することで、課税証明書（市町村民税（非）課税証明書）の提出を省略できます。ただし、次のいずれかに当てはまる場合は省略できません。

- ・加入医療保険が健保、共済などの被用者保険であって、被保険者の市町村民税が非課税の方
- ・加入医療保険が国保組合の方
- ・市町村民税の申告をしていない方、または申告しているかわからない方

注1：マイナンバー届の記載が誤っている場合や課税情報が確認できない場合は後日改めて確認させていただいたり、追加で課税証明書等の提出をお願いしたりすることがあります。

注2：課税証明書の提出を省略した場合は、受給者証の発行に時間を要する場合があります。

【国保組合の場合】世帯内で受診者と同一医療保険に加入する全員分（義務教育以下の方を含む）

【市町国保の場合】 // （義務教育以下の方は省略可）

【後期高齢の場合】 //

※加入保険が国保組合、市町国保、後期高齢で市町村民税非課税世帯の場合、受診者（18歳未満の場合は保護者、ただし80万以下の場合は父母両方）の収入を確認できるもの（障害年金、遺族年金等の証書）

【健保・共済の場合】受診者分。受診者が被扶養者の場合は被保険者分

※加入保険が健保、共済などの被用者保険で被保険者が非課税の場合、受診者本人の課税証明書（ただし80万以下の場合、障害年金、遺族年金等の証書があればあわせて必要）

- 6) 医療保険の所得区分確認書類（同意書）

- 7) 個人番号（マイナンバー）届

申請窓口で「マイナンバーの確認」と「身元確認」を行います。

※別紙『指定難病の医療費助成の申請手続きにはマイナンバーの記載が必要です』を参照の上、必要書類をご持参ください。

- 8) その他

- ・身体障害者手帳、介護保険証等（申請窓口で確認します。）
- ・他にも、下記のいずれかに該当する場合は、必要書類を添えて申請してください。

内 容	必要書類
① 同一保険世帯内に特定医療費（指定難病）受給者 または小児慢性特定疾病医療受給者がいる場合	各々の受給者証
② 軽症高額特例に該当	（「6」参照）
③ 高額かつ長期に該当（既認定者のみ）	（「7」参照）
④ 生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
⑤ 境界層該当	境界層該当証明書

※受診者の状況によって例外があり、前記以外にも提出が必要になる書類があります。

詳しくは、居住地を管轄する健康福祉センター（保健所）にご確認ください。

⇒申請書に臨床調査個人票、その他必要な書類を全て添付し、居住地を管轄する健康福祉センター（保健所）の窓口で申請手続きを行ってください。（医療費の助成は、健康福祉センター（保健所）が申請書等を受理した日からとなり、それ以前は対象になりません。）

⇒申請書類を提出いただいてから、医療費助成の基準に該当しているかどうかの認定審査を行います。認定された場合は、受給者証を交付します。（基準に満たない場合、認定されないことがあります。）

⇒毎年、更新の手続きが必要です。

5 医療費の償還払い請求

申請日から特定医療費（指定難病）受給者証が交付されるまでの間に、指定医療機関において支払った医療費のうち、助成の対象となる分については、福井県に請求することができます。

※県に請求後、口座への振込みには3～4か月の期間を要します。

◆申請に必要な書類

- 1) 特定医療費（指定難病）請求書
- 2) 医療機関等が発行した領収書（原本）または特定医療費（指定難病）証明書
- 3) 特定医療費（指定難病）受給者証
- 4) 自己負担上限額管理票の写し
- 5) 振込先の口座情報が分かるもの（通常は通帳の表紙の裏側）の写し

※支払った医療費が高額療養費の支給対象となる場合は、各保険者へ高額療養費の請求を行い、高額療養費支給決定通知書等、返還された額が確認できる書類も添付してください。

6 軽症高額特例に該当する場合の申請方法

2の②に該当する方が対象となります。

◆申請に必要な書類

- 1) 通常の支給認定申請に必要な書類一式（「4」参照）
- 2) 医療費申告書
- 3) 領収書等（対象となる月の医療費総額が確認できるもの）

※指定難病とその指定難病に付随して発生する傷病に関する医療費が対象となります。入院時の食事療養費、生活療養費は除きます。また、発症年月以前の医療費は対象外です。

7 高額かつ長期特例に該当する場合の申請方法（既認定者のみ）

3の（※）に該当する方が対象となります。支給認定日以降の医療費が確認の対象です。受給者証の有効期間内において該当する場合には、支給認定の変更申請が必要です。

◆申請に必要な書類

- 1) 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- 2) 特定医療費（指定難病）受給者証
- 3) 自己負担上限額管理票、領収書等（対象となる月の医療費総額が確認できるもの）

※例えば、既認定者で2割負担の方は、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上ある場合、申請の対象となります。

8 同一保険世帯内の自己負担上限額の按分について

同一の保険世帯内に指定難病または小児慢性特定疾病の受給者が他にいる場合、自己負担上限額を按分することができます。(自己負担上限額が軽減されます。)

◆申請に必要な書類(同一保険世帯内に既に受給者がいて、新規で申請する場合)

- 1) 通常の支給認定申請に必要な書類一式(「4」参照)
- 2) 按分対象者となる同一保険世帯内の方の特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証(按分対象者全員分)

注:既に受給者証をお持ちの方で、同一保険世帯内にこれから新規申請する方がいるという場合は、自己負担上限額が変わるため、変更申請が必要となります。詳細は裏面の窓口にお問合わせください。

9 指定医療機関、難病指定医等について

◇指定難病の医療費助成は、難病法に基づく指定医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)で受診等をした場合のみ受けることができます。なお、新規申請後に指定医療機関を追加する場合は、受診前に追加の手続きが必要です。

◇申請に必要な「臨床調査個人票(診断書)」を記載できるのは、難病指定医(新規・更新用の両方)、協力難病指定医(更新用のみ)に限られます。

◇指定医療機関、難病指定医等については、県保健予防課のホームページで確認できます。他県で受診等する場合は、各県のホームページもしくは医療機関にご確認ください。

その他のご質問、各種変更(住所・氏名・加入保険・自己負担上限額)・再交付等の手続きやご相談は、居住地を管轄する各健康福祉センター(保健所)までお問合わせください。

指定難病の医療費助成等に関する申請先

健康福祉センター(保健所)	管轄市町	住所	電話番号
福井市保健所	福井市	〒918-8004 福井市西木田 2-8-8	0776-33-5185
福井健康福祉センター	永平寺町	〒918-8540 福井市西木田 2-8-8	0776-36-3429
坂井健康福祉センター	あわら市・坂井市	〒919-0632 あわら市春宮 2-21-17	0776-73-0600
奥越健康福祉センター	大野市・勝山市	〒912-0084 大野市天神町 1-1	0779-66-2076
丹南健康福祉センター	鯖江市・越前町	〒916-0022 鯖江市水落 1-2-25	0778-51-0034
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市・池田町・ 南越前町	〒915-0882 越前市上太田町 41-5 福井県南越合同庁舎 1 階	0778-22-4135
二州健康福祉センター	敦賀市・美浜町・ 若狭町(旧三方町)	〒914-0057 敦賀市開町 6-5	0770-22-3747
若狭健康福祉センター	小浜市・高浜町・ おおい町・ 若狭町(旧上中町)	〒917-0073 小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300

福井県難病支援センター
(療養・就労等に関する相談) 〒910-8526 福井市四ツ井 2-8-1 (福井県立病院 3 階)
TEL/FAX 0776-52-1135

県庁の窓口
福井県健康福祉部保健予防課 疾病対策グループ 〒910-8580 福井市大手 3-17-1
TEL 0776-20-0350